

日医発第952号（保険）
令和5年8月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和5年8月8日付け令和5年厚生労働省告示第250号をもって薬価基準が改正され、同年8月9日から適用されました。

これを受け、令和5年8月8日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりです。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和5年8月2日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬1品目、注射薬1品目）が、薬価基準の別表に第8部追補(4)として収載された。

- 〔 関連通知等：添付資料1中の厚生労働省告示第250号
添付資料2中の薬価基準告示（参考）
▶ 品目の概要：添付資料3 〕

- (2) (1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

・ シュンレンカ錠 300mg 及び同皮下注 463.5mg

- 〔 ▶ 関連通知等：添付資料2中の記2 〕

(添付資料)

1. 官報（令和 5 年 8 月 8 日 号外第 166 号 抜粋）
・厚生労働省告示第 250 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 5 年 8 月 8 日付け 保医発 0808 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表（令和 5 年 8 月 2 日 中医協総会資料（総-1）抜粋）

- 12 第2期以後の利子 毎年1月15日及び7月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 13 償還期限 令和15年7月15日
- 14 償還金額 額面金額100円につき100円
- 15 払込期日 令和5年7月18日
- 16 払込場所 日本銀行の本店又は支店
- 17 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和6年7月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
 (1) 令和6年7月15日から令和7年1月15日前までの間の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})}{100}$$

 (2) 令和7年1月15日以後の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})}{100}$$

- 18 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和6年7月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
 (1) 令和6年1月15日から令和6年7月15日前までの間の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})}{100}$$

 (2) 令和6年1月15日前の場合

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}}{100}$$
- 19 元利金支払場所 日本銀行

○厚生労働省告示第155号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年八月九日から適用する。

令和五年八月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表 第1部～第7部 (略)				別表 第1部～第7部 (略)			
第8部 追 補 (4)				(新設)			
内 用 薬							
品 名	規 格	単 位	薬 価				
			円				
(シ)							
シュンレンカ錠	300mg	1錠	94,814.20				
注 射 薬							
品 名	規 格	単 位	薬 価				
			円				
(シ)							
シュンレンカ皮下注	463.5mg	1.5mL 2瓶 1組	3,208,604				

保医発0808第1号
令和5年8月8日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和5年厚生労働省告示第250号をもって改正され、令和5年8月9日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬1品目及び注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,554	3,593	2,099	26	13,273

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

シュンレンカ錠 300mg 及び同皮下注 463.5mg

- ① 本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。
- ② 本製剤の効能又は効果は「多剤耐性 HIV-1 感染症」であり、効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、本剤を含まない既存の抗レトロウイルス療法による適切な治療を行ってもウイルス学的抑制が得られなかった患者」及び「薬剤耐性検査（遺伝子型解析あるいは表現型解析）を実施し、本剤を含まない複数の抗 HIV 薬に耐性を示す患者」のいずれも満たす患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。また、本製剤の投与開始に当たっては、直近の薬剤耐性検査の実施年月日及び薬剤耐性が認められた全ての抗 HIV 薬の品名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 シュンレンカ錠300mg	レナカバビルナトリウム	300mg 1錠	94,814.20
2	注射薬 シュンレンカ皮下注463.5mg	レナカバビルナトリウム	1.5mL 2瓶1組	3,208,604

新医薬品一覧表(令和5年8月9日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	シュンレンカ錠300mg	300mg1錠	ギリアド・サイエンシズ株式会社	レナカパビルナトリウム	新有効成分含有医薬品	94,814.20円	原価計算方式	有用性加算(I)A=35% 市場性加算(I)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	内625	抗ウイルス剤(多剤耐性HIV-1感染症)	2
2	シュンレンカ皮下注463.5mg	1.5mL2瓶1組	ギリアド・サイエンシズ株式会社	レナカパビルナトリウム	新有効成分含有医薬品	3,208,604円	原価計算方式	有用性加算(I)A=35% 市場性加算(I)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	注625	抗ウイルス剤(多剤耐性HIV-1感染症)	4

	品目数	成分数
内用薬	1	1
注射薬	1	1
外用薬	0	0
計	2	2